

参 考 資 料

資料1

第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂）・策定の経過

開催日・期間	内 容
令和2年7月7日	第1回坂戸市廃棄物減量等推進審議会 ・委嘱状及び諮問書交付 ・坂戸市の廃棄物処理の概要について 他
令和2年9月30日	第1回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会 ・第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕（素案）について
令和2年11月5日	第2回坂戸市廃棄物減量等推進審議会 ・第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕（素案）について
令和2年12月2日	第2回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会（回議） ・第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕（案）について
令和3年1月4日 ～2月3日	市民コメントの募集
令和3年2月17日	第3回坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会（回議） ・市民コメントの結果報告等
令和3年3月3日	第3回坂戸市廃棄物減量等推進審議会（書面審議） ・市民コメントの結果報告等 ・答申書（案）について
令和3年3月15日	坂戸市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、坂戸市廃棄物減量等推進審議会の正副会長により石川市長へ答申



審議会委員に委嘱



石川市長へ答申

資料 2

坂廃発第 107 号

令和 2 年 7 月 7 日

坂戸市廃棄物減量等推進審議会
会長 三島 康弘 様

坂戸市長 石 川 清

坂戸市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 6 条の規定に基づき、第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画を見直したいので、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 条の 3 の規定に基づき、当該市町村の区域内における一般廃棄物の処理に関する基本計画を定めることとなっております。

本市では、平成 28 年 3 月に目標年次を 10 年後とする第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画を策定していますが、国のごみ処理基本計画策定指針により、中間年次である令和 2 年度に見直しをすることとなっております。

つきましては、市民、事業者、行政との協働の下、循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の処理に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画」を見直したいので、貴審議会の意見を求めるものであります。

資料 3

坂 廃 審 発 第 2 号
令和 3 年 3 月 1 5 日

坂戸市長 石 川 清 様

坂戸市廃棄物減量等推進審議会
会長 三 島 康 弘

坂戸市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（答申）

令和 2 年 7 月 7 日付け坂廃発第 1 0 7 号で諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、今後の廃棄物の減量及び処理に係る方向性を定めるものとして適切であると認め、別紙意見を付して答申いたします。

別紙

第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂版）における施策の推進に関する意見

1 的確な情報提供について

ごみの減量や資源循環型社会の実現には、市民・事業者との連携による取組が不可欠となるため、市は、広報・ホームページを利用した分かりやすい情報提供や啓発に努められたい。

2 SDGs（持続可能な開発目標）への貢献について

第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画の推進に当たっては、国際的な目標であるSDGsの掲げる目標の達成に向けて、本市のみならず、地球規模の環境問題の解決に貢献されたい。

3 食品ロスの削減について

まだ食べられる食品を廃棄する「食品ロス」が、大きな問題となっており、ごみの削減という観点からも、対策が必要と考える。フードバンクの活用など、食品ロスの削減に積極的に取り組まれたい。

4 ごみ処理施設の適正管理等について

廃棄物を滞りなく安全に処理することは、市民が快適な生活を営むために必要不可欠であることから、処理施設の整備を計画的に実施するとともに、ごみ処理の広域化も視野に入れた検討をされたい。

5 生活排水の処理について

高麗川をはじめとする市内を流れる河川の清流を守り、住み良い生活環境の確保、公共用水域の水質汚濁の防止及び農業用水の確保を図るため、合併処理浄化槽への転換推進など、地域の特性に応じた生活排水処理施設等の整備を促進されたい。

資料4

坂戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和2年6月29日から令和4年6月28日までの2年間

No.	委員名	所 属	備 考
1	光 地 英 隆	坂戸市区長会	
2	三 島 康 弘	坂戸市地域連絡協議会	会長
3	榎 本 歌 予 子	坂戸市いぶき会	
4	森 浩 一	坂戸市資源分別回収事業協力会	
5	房 野 洋	坂戸市商工会	副会長
6	齊 藤 正 浩	埼玉県東松山環境管理事務所	
7	武 内 弘 美	消費生活アドバイザー	
8	杉 田 義 昭	城西大学	
9	井 元 り え	女子栄養大学	
10	會 田 昭 郎	公募委員	
11	芦 田 みちよ	公募委員	

資料5

坂戸市一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会・委員名簿

役 職	委 員 名	所 属	備 考
委員長	佐藤 佳則	廃棄物対策課	計画策定の総合調整 廃棄物処理計画
副委員長	小川 勝	環境政策課	環境保全行政、生活排水処理計画
委 員	福島 康高	防災安全課	地域防災計画 災害廃棄物に関する調整
委 員	高山 康彦	市民生活課	住民自治組織との連絡調整
委 員	浅野 保	農業振興課	農業の振興、農業従事者及び関係 団体との連絡調整
委 員	岸田 崇 澁谷 務	商工労政課	商工業の振興、商工業団体企業と の連絡調整
委 員	上 政雄	西清掃センター	廃棄物の収集・処理・処分、廃棄 物処理施設の管理・運営
委 員	庄司 圭呂	東清掃センター	廃棄物の収集・処理・処分、廃棄 物処理施設の管理・運営

ごみ発生量の実績と予測（推計）

(1/2)

区分	年度	単位	No.	R2～予測方式	実績					予測					目標年度
					平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
計画収集人口（10/1）		人	(1)	人口ビジョン	101,310	101,513	101,457	101,227	101,138	99,787	99,303	98,818	98,333	97,848	97,363
家庭系 (t/年)	燃やせるごみ	t/年	(2)	(14)*(1)*365/10^6	15,257	15,323	15,362	15,431	15,327	15,171	15,112	15,051	14,988	14,924	14,859
	燃やさないごみ	t/年	(3)	(15)*(1)*365/10^6	1,505	1,409	1,437	1,483	1,559	1,477	1,474	1,471	1,467	1,462	1,458
	粗大ごみ	t/年	(4)	(16)*(1)*365/10^6	1,176	1,190	1,135	1,200	1,212	1,178	1,174	1,171	1,167	1,163	1,159
	蛍光管類	t/年	(5)	(16)*(1)*365/10^6	33	34	35	31	32	32	32	31	31	31	31
	資源物	t/年	(6)	Σ[(7):(11)]	4,893	4,695	4,643	4,623	4,639	4,494	4,448	4,406	4,367	4,330	4,294
	資源プラスチック	t/年	(7)	(19)*(1)*365/10^6	1,421	1,425	1,423	1,438	1,444	1,420	1,415	1,410	1,405	1,400	1,394
	資源カン・ビン	t/年	(8)	(20)*(1)*365/10^6	956	900	932	894	855	853	841	831	821	812	804
	資源ペットボトル	t/年	(9)	(21)*(1)*365/10^6	336	332	337	352	338	339	338	338	337	336	335
	資源紙	t/年	(10)	(22)*(1)*365/10^6	1,871	1,721	1,643	1,629	1,699	1,581	1,554	1,530	1,508	1,488	1,469
	資源布	t/年	(11)	(23)*(1)*365/10^6	253	249	251	255	278	262	263	263	263	263	262
	使用済小型家電	t/年	(12)	(24)*(1)*365/10^6	56	68	57	55	25	39	37	35	33	31	30
	合計	t/年	(13)	Σ[(2):(6)]	22,864	22,651	22,612	22,768	22,769	22,351	22,241	22,130	22,020	21,910	21,800
家庭系 (g/人・日)	燃やせるごみ	g/人・日	(14)	対数式	411	414	415	418	414	417	417	417	418	418	418
	燃やさないごみ	g/人・日	(15)	対数式	41	38	39	40	42	41	41	41	41	41	41
	粗大ごみ	g/人・日	(16)	対数式	32	32	31	32	33	32	32	32	33	33	33
	蛍光管類	g/人・日	(17)	対数式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	資源物	g/人・日	(18)	Σ[(19):(23)]	132	126	125	125	125	123	123	122	122	121	121
	資源プラスチック	g/人・日	(19)	対数式	38	38	38	39	39	39	39	39	39	39	39
	資源カン・ビン	g/人・日	(20)	対数式	26	24	25	24	23	23	23	23	23	23	23
	資源ペットボトル	g/人・日	(21)	対数式	9	9	9	10	9	9	9	9	9	9	9
	資源紙	g/人・日	(22)	対数式	50	46	44	44	46	43	43	42	42	42	41
	資源布	g/人・日	(23)	対数式	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	使用済小型家電	g/人・日	(24)	対数式	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	g/人・日	(25)	Σ[(14):(18)]	617	611	611	616	615	614	614	614	614	613	613
事業系 (t/年)	燃やせるごみ	t/年	(26)	(34)*5年実績案分	4,772	4,965	4,977	5,041	4,957	4,936	4,944	4,950	4,957	4,961	4,966
	燃やさないごみ	t/年	(27)	// (整数)	33	30	29	29	24	33	34	34	34	34	34
	粗大ごみ	t/年	(28)	// (整数)	182	105	68	62	65	141	141	142	142	142	142
	資源物	t/年	(29)	Σ[(30):(33)]	125	134	142	113	113	119	117	115	115	115	114
	資源プラスチック	t/年	(30)	(34)*5年実績案分	66	74	90	83	86	72	71	70	70	70	69
	資源カン・ビン	t/年	(31)	// (整数)	39	41	34	18	13	29	29	28	28	28	28
	資源ペットボトル	t/年	(32)	// (整数)	6	6	8	7	6	7	7	7	7	7	7
	資源紙	t/年	(33)	// (整数)	14	13	10	5	8	11	10	10	10	10	10
	合計	t/年	(34)	Σ[(26):(29)]	5,112	5,234	5,216	5,245	5,159	5,229	5,236	5,241	5,248	5,252	5,256

区分	年度	単位	No.	R2～予測方式	実績					予測					目標年度
					平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	
排出量	排出量（家庭系＋事業系）	t / 年	(35)	(13) + (34)	27,976	27,885	27,828	28,013	27,928	27,580	27,477	27,371	27,268	27,162	27,056
	日量	t / 日	(36)	(35)/365	76	76	76	77	76	76	75	75	75	74	74
	1人1日当たりの排出量	g / 人・日	(37)	(35)/(1)/365*10^6	754	753	751	758	754	757	758	759	760	761	761
資源集団回収量		t / 年	(38)	対数式	923	796	728	663	—	—	—	—	—	—	—
発生量	発生量（排出量＋集団回収）	t / 年	(39)	(35) + (38)	28,899	28,681	28,556	28,676	27,928	27,580	27,477	27,371	27,268	27,162	27,056
	日量	t / 日	(40)	(39)/365	79	79	78	79	76	76	75	75	75	74	74
	1人1日当たりの発生量	g / 人・日	(41)	(39)/(1)/365*10^6	779	774	771	776	754	757	758	759	760	761	761
資源化量	直接資源化量 紙etc	t / 年	(42)	各資源*実績率	4,704	4,578	4,515	4,467	4,471	4,287	4,242	4,202	4,165	4,130	4,096
	再生利用量	t / 年	(43)	粗大処理施設回収量	614	562	554	541	556	622	621	620	618	616	614
	乾電池等	t / 年	(44)	(5)蛍光管類	33	34	35	31	32	32	32	31	31	31	31
	小 計	t / 年	(45)	Σ [(42) : (44)]	5,351	5,174	5,104	5,039	5,059	4,941	4,895	4,853	4,814	4,777	4,741
	セメント原料	t / 年	(46)	(53)*実績率	2,281	2,293	2,368	2,345	2,477	2,556	2,550	2,543	2,536	2,528	2,520
	資源集団回収量	t / 年	(47)	(38)	923	796	728	663	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	t / 年	(48)	Σ [(45) : (47)]	8,555	8,263	8,200	8,047	7,536	7,497	7,445	7,396	7,350	7,306	7,262
リサイクル率		%	(49)	(48)/(39)	29.6%	28.8%	28.7%	28.1%	27.0%	27.2%	27.1%	27.0%	27.0%	26.9%	26.8%
リサイクル率（セメント原料を除く）		%	(50)	[(48)-(46)]/(39)	21.7%	20.8%	20.4%	19.9%	18.1%	17.9%	17.8%	17.7%	17.7%	17.6%	17.5%
焼却 処理量	燃やせるごみ	t / 年	(51)	(2) + (26)	20,029	20,288	20,339	20,472	20,284	20,107	20,056	20,001	19,945	19,885	19,825
	仕分残渣、破碎残渣等	t / 年	(52)	対象処理*実績率	1,180	1,235	1,239	1,347	1,532	1,194	1,192	1,189	1,186	1,182	1,178
	合 計	t / 年	(53)	Σ [(51) : (52)]	21,209	21,523	21,578	21,819	21,816	21,301	21,248	21,190	21,131	21,067	21,003
	日焼却量（280日）	t / 日	(54)	(53)/280	76	77	77	78	78	76	76	76	75	75	75
焼却処理率		%	(55)	(53)/(35)	75.8%	77.2%	77.5%	77.9%	78.1%	77.2%	77.3%	77.4%	77.5%	77.6%	77.6%
粗大ごみ処理施設における処理量		t / 年	(56)	Σ [(3) , (4) , (27) , (28)]	2,896	2,734	2,669	2,774	2,860	2,829	2,824	2,818	2,810	2,801	2,793
資源化量(鉄・アルミ)		t / 年	(57)	(43)再生利用量(鉄・アルミ)	614	562	554	541	556	622	621	620	618	616	614
最終 処分量	残渣(可燃＋不燃)	t / 年	(58)	(56)*実績率	796	747	717	704	698	1,641	1,638	1,634	1,630	1,625	1,620
	市営最終処分場	t / 年	(59)	Σ [(60) , (61)]	796	747	717	704	698	712	708	705	701	697	694
	不燃残渣（破碎処理）	t / 年	(60)	(56)*実績率	599	591	569	559	550	509	508	507	506	504	503
	不燃残渣（資源カンビン）	t / 年	(61)	[(8) + (31)]*実績率	197	156	148	145	148	203	200	198	195	193	191
	合 計	t / 年	(62)	Σ [(60) : (61)]	796	747	717	704	698	712	708	705	701	697	694
最終処分率		%	(63)	(62)/(35)	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%

※ 端数処理により、個々の内訳の計と合計が一致しない場合があります。

生活排水処理の予測（推計）

区 分			中間年次									目標年次		
			平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	
人口	し尿汲み取り人口	人	895	884	770	724	710	678	646	614	582	550	518	
	浄化槽	単独	人	11,188	10,356	8,258	8,151	8,066	7,970	7,874	7,778	7,682	7,586	7,490
		合併	人	21,524	18,115	19,179	19,111	19,000	19,246	19,492	19,738	19,984	20,230	20,475
	下水道	人	67,713	72,022	72,847	73,043	73,002	72,263	71,524	70,785	70,046	69,307	68,570	
	計	人	101,320	101,377	101,054	101,029	100,778	100,157	99,536	98,915	98,294	97,673	97,053	
処理率	下水道普及率	%	66.8%	71.0%	72.1%	72.3%	72.4%	72.1%	71.9%	71.6%	71.3%	71.0%	70.7%	
	水洗化率	%	99.1%	99.1%	99.2%	99.3%	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%	99.5%	
	排水処理率	%	88.1%	88.9%	88.9%	91.2%	91.3%	91.4%	91.4%	91.5%	91.6%	91.7%	91.7%	
年間 処理量	し尿汲み取り量	kℓ/年	1,642	1,444	1,327	1,324	1,351	1,237	1,179	1,121	1,062	1,007	945	
	浄化槽汚泥量	kℓ/年	18,145	19,314	15,133	14,907	15,504	14,901	14,983	15,065	15,012	15,271	15,311	
	計	kℓ/年	19,787	20,758	16,460	16,231	16,855	16,138	16,162	16,186	16,075	16,277	16,256	
日平均 処理量	し尿汲み取り量	kℓ/日	4.5	4.0	3.6	3.6	3.7	3.4	3.2	3.1	2.9	2.8	2.6	
	浄化槽汚泥量	kℓ/日	49.6	52.9	41.5	40.8	42.4	40.8	41.0	41.3	41.1	41.7	41.9	
	計	kℓ/日	54.1	56.9	45.1	44.5	46.1	44.2	44.3	44.3	44.0	44.5	44.5	
原単位	し尿	ℓ/人・日	5.0	4.5	4.7	5.0	5.2	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
	浄化槽汚泥	ℓ/人・日	1.5	1.9	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	

※ 端数処理により合計が一致しない場合があります。

資料8

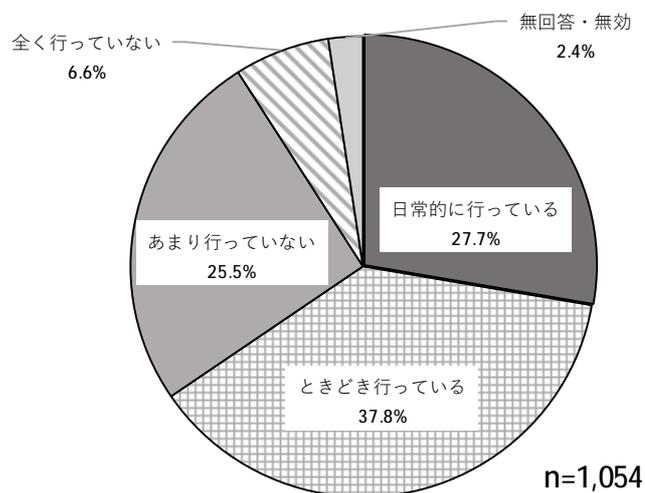
— 坂戸市民意識調査報告書（R2.3）（一部抜粋） —

■環境に配慮した取組

問20 環境に配慮した取組(節電、自然や河川の保全など)を行っていますか。次の中から1つだけ選んで○で囲んでください。

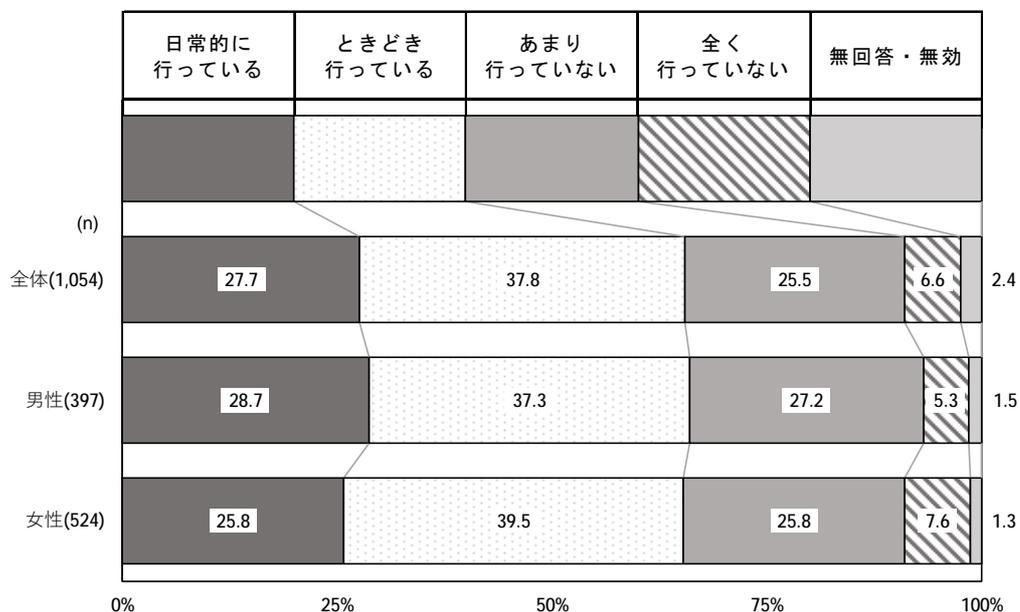
環境に配慮した取組を行っているかについては「ときどき行っている」が最も多く、**37.8%**を占めている。次いで、「日常的に行っている」が**27.7%**、「あまり行っていない」が**25.5%**と続いている。

「日常的に行っている」または「ときどき行っている」と回答している人は**65.5%**となっており、6割超の市民が環境に配慮した取組を行っている。



【性別】

男女ともに「日常的に行っている」または「ときどき行っている」と回答している人は6割超となっており、全体と同様の傾向である。

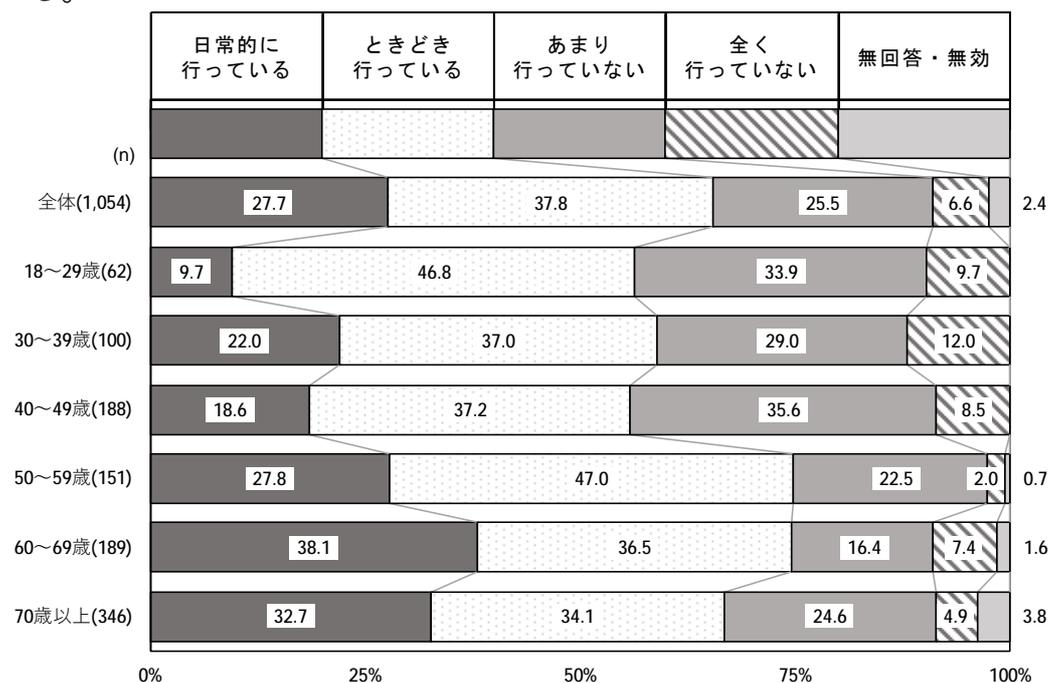


【年齢別】

18~29歳は「日常的に行っている」が全体と比べて**18.0**ポイント少なくなっている。

60~69歳は「日常的に行っている」が全体と比べて**10.4**ポイント多くなっている。

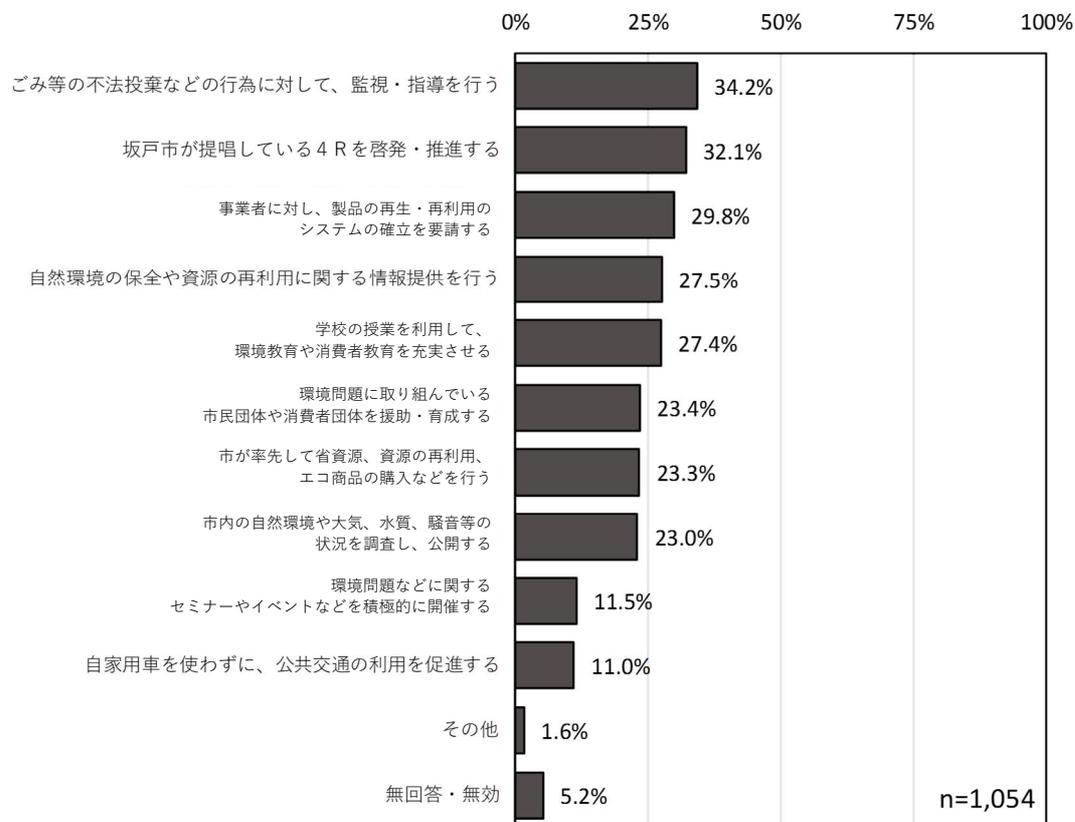
40~49歳は「あまり行っていない」が全体と比べて**10.1**ポイント多くなっている。



■自然環境の保全や資源の再利用などを促進する取組

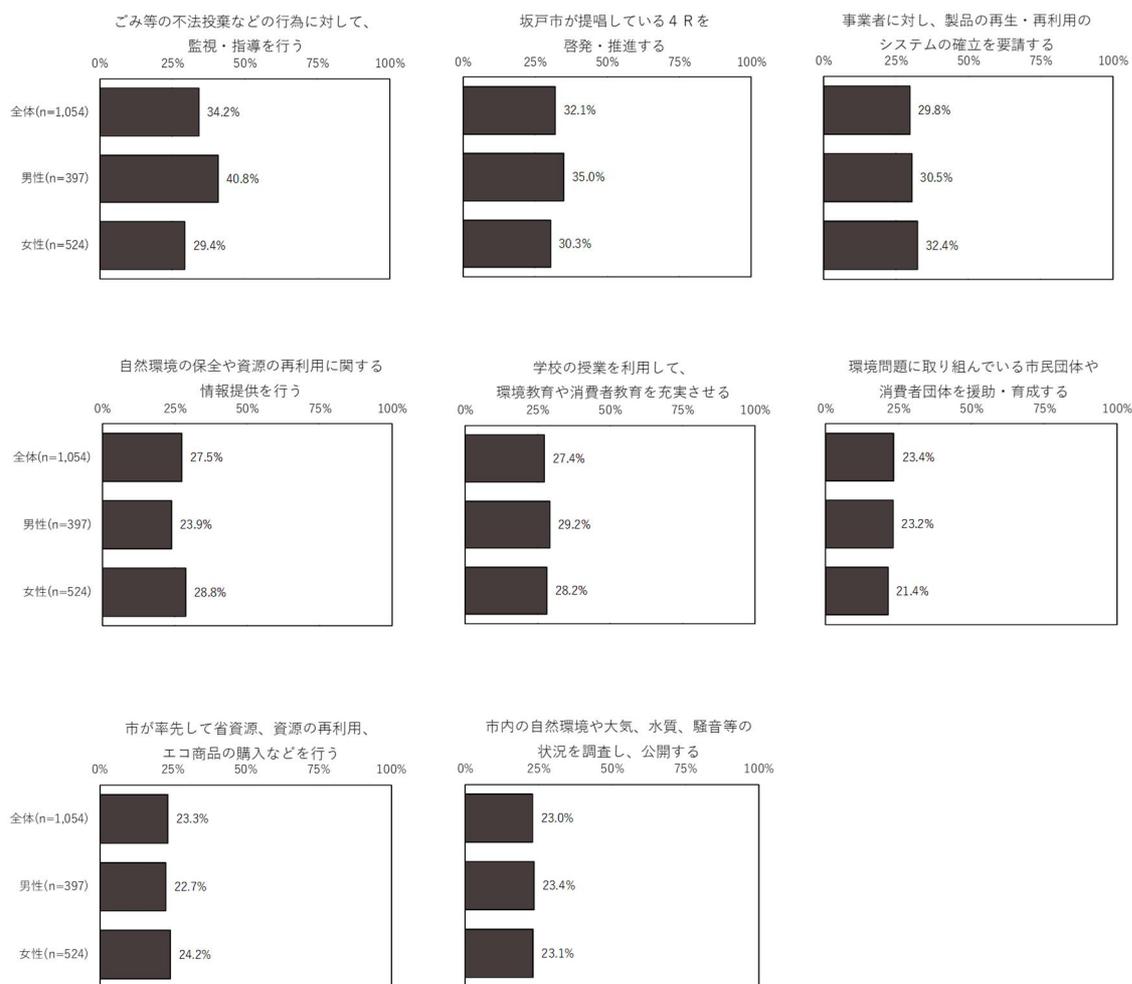
問 2 1 自然環境の保全や資源の再利用などを促進するために、坂戸市はどのようなことに力を入れていくことが望ましいと思いますか。次の中から3つまで選んで○で囲んでください。

自然環境の保全や資源の再利用などを推進するために市が力を入れるべき取組は「ごみ等の不法投棄などの行為に対して、監視・指導を行う」が最も多く、**34.2%**を占めている。次いで、「坂戸市が提唱している4 Rを啓発・推進する」が**32.1%**、「事業者に対し、製品の再生・再利用のシステムの確立を要請する」が**29.8%**と続いている。



【性別】（上位 8 項目）

男女ともに「ごみ等の不法投棄などの行為に対して、監視・指導を行う」、「坂戸市が提唱している 4 R を啓発・推進する」、「事業者に対し、製品の再生・再利用のシステムの確立を要請する」と回答している人が多く、全体と同様の傾向である。

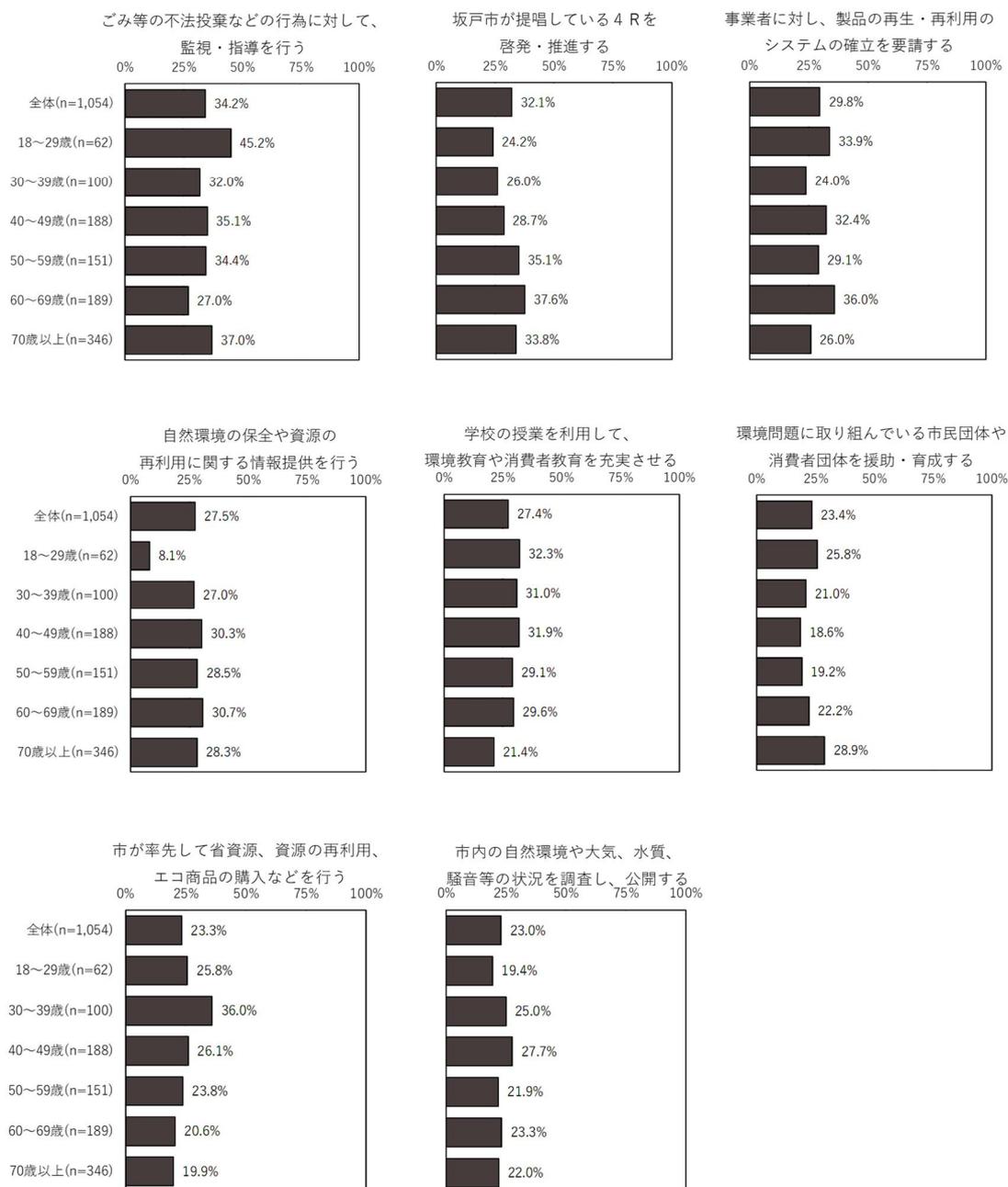


【年齢別】（上位8項目）

18~29歳は「自然環境の保全や資源の再利用に関する情報提供を行う」が全体と比べて19.4ポイント少なくなっている。

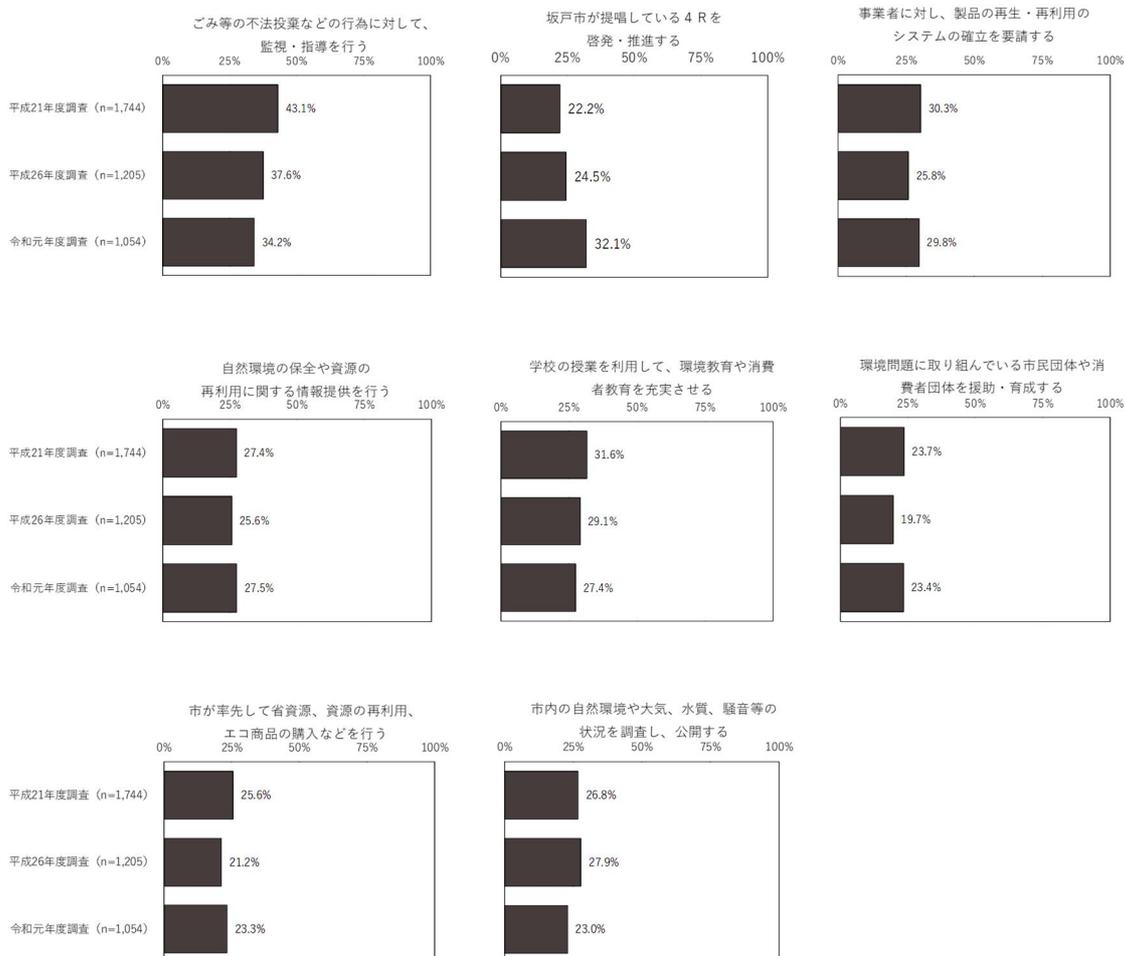
30~39歳は「市が率先して省資源、資源の再利用、エコ商品の購入などを行う」が全体と比べて12.7ポイント多くなっている。

18~29歳は「ごみ等の不法投棄などの行為に対して、監視・指導を行う」が全体と比べて11.0ポイント多くなっている。



【過年度比較】（上位8項目）

「ごみ等の不法投棄などの行為に対して、監視・指導を行う」、「学校の授業を利用して、環境教育や消費者教育を充実させる」は減少傾向にある。
 「坂戸市が提唱している4Rを啓発・推進する」は増加傾向にある。



資料9

— 用語の解説 —

【ア行】

■ 生(いき)びん

一升びんやビールびんなど繰り返し使用可能なびんのこと。リターナブルびんともいう。

■ EM (EM菌)

EMは自然界に存在する有用微生物群のことで、「Effective」と「Microorganisms」の頭文字をあわせたもの。EMを活用して、生ごみなどの有機物を発酵させ、堆肥をつくることができる。

■ SDGs

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略。2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。2016年から2030年の15年間で、世界が達成すべきゴールを表し、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

■ NPO

NPOは、「NonProfit Organization」の略で、直訳すると「非営利組織」となる。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的にした組織であり、広義では自治会や町内会も含む。

また、NPO法（正式には特定非営利活動促進法）に基づき認証を受けた団体はNPO法人（正式には特定非営利活動法人）という法人格が付与される。

【カ行】

■ 合併処理浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活に伴う排水と、し尿を併せて処理する浄化槽のこと。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等へ放流される水質汚濁物質の削減効果が高い。※ 単独処理浄化槽の設置は、浄化槽法の改正により平成13年4月から禁止。

■ 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称。テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電を対象とし、消費者はリサイクル費用と収集・輸送費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務づけている。

■ カレット

ビンを分別収集した後に粉碎処理されたガラス片のこと。カレットはビンなどの原料として有効に利用にされる。

■ 環境基本法

平成5(1993)年11月19日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

■ 環境教育プログラム

学校教育の総合学習の時間等において、計画的に環境教育を進めるため、環境授業のメニュー、目的、対象学年、進め方等を明記した手順書のこと。

■ 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

■ グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。

■ 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の略称。建設工事もしくは解体工事の受注者に、特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず）の分別解体と再資源化等を義務づけている。また、工事の発注者による都道府県知事への届出、解体工事業者の都道府県知事への登録などが求められている。

■ コンポスト

生ごみ、落葉など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできる堆肥のこと。

【サ行】

■ 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分する場所及びその施設・設備をいう。

処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、遮断型（埋立基準値以上の有機物質を含む）がある。

■ 残渣

燃やさないごみや粗大ごみを破砕、選別処理した後に、再生利用できずに残ったもの。

■ 資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律の略称。自動車やパソコンなどの製品について、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組の強化をメーカーに求めている。

■ 自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律の略称。使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを製造業者等に義務づけている。

■ 循環型社会

資源循環型社会とも言い、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会など対比して使われる。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの使用や、水や鉱物資源、石油資源などが何度も社会の内部を循環する環境への負荷の少ない社会のこと。

■ 循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図る。

■ 浄化槽汚泥

浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称のこと。

■ 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品関連産業から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等の促進を義務づけている。

■ 食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまっている食品のこと。

日本では大量（平成 29 年度推計で 612 万トン）の食品ロスが発生しており、その処理に係る問題だけでなく、国内で消費される食糧の多くを海外からの輸入に頼っている中、また食糧援助が必要な国が数多くある中で、国際的な問題としても挙げられている。

■ 食品ロス削減推進法

食品ロスの削減の推進に関する法律の略称。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、基本方針の策定や食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

■ 新エネルギー

太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギー、食品廃棄物や廃材などを発電に利用するバイオマスや雪や氷を活用する雪氷冷熱などの新しいエネルギーのこと。

■ 人工砂

廃棄物等をおおむね 1,200 度以上に加熱し、廃棄物の有機物を熱分解、ガス化及び燃焼し、無機物を熔融した後、冷却固化して得られたガラス質又は結晶質の固形物のこと。道路に使用する路盤材、点字ブロックや雑草抑制資材などに使用される。

■ ストーカ式焼却炉

ごみを、可動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる焼却炉方式のこと。

■ ストックマネジメント

廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（L C C Life Cycle Cost）を低減するための技術体系及び管理手法の総称。

■ 生成物

物質の分解反応等により生成されるもの。本計画では、生ごみを生ごみ処理（器）機に投入してできた堆肥のこと。

【夕行】

■ ダイオキシン

水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）と、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめた「ダイオキシン類」のこと。ポリ塩化ビフェニル（PCB）のうち、ダイオキシン類と類似の生理作用をもつコプラナーPCB（Co-PCB）と呼ばれる一群の物質も含まれる。

■ 長寿命化計画

廃棄物処理施設のストックマネジメントに関して定める具体的な計画を「長寿命化計画」と呼ぶ。長寿命化計画は、施設保全計画と延命化計画の二つを指す。施設保全計画の適正な実施・運用により、施設の機能低下速度が抑制され、長期にわたり適正な運転を維持することが期待できる。また、これに加えて、計画的に適時的な延命化対策を行うことにより、施設の長寿命化が達成できる。

■ 中間処理

収集したごみの焼却、燃やさないごみや粗大ごみの破碎、選別処理などによって、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分量を低減し、有効利用すること。

■ 低炭素社会

地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない産業や生活の仕組みを構築した社会のこと。

■ 店頭回収

スーパーなどの小売店の自主的な取組として進められており、飲料缶、ペットボトル、古紙などの回収箱を店頭に置き、消費者がそれぞれを持ち込むことにより、分別回収を行うこと。

【ナ行】

■ 熱回収

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。例えば、ごみの焼却時に発生する熱は、発電のための熱エネルギー、冷暖房や温水などの熱源として利用できる。

【ハ行】

■ パートナーシップ

市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のこと。

■ 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略称。廃棄物に関する基本的な法律であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定している。

■ ペーパーレス化

文書や書類の電子データ化を進めて、パソコン等でファイルとして閲覧できるようにすることで、業務効率を改善しようとする取組のこと。

【マ行】

■ マイバッグ

レジ袋の削減を行うため、携帯するバッグのこと。

【ヤ行】

■ 有価物

一般廃棄物として出されたもののうち、有償で取引される再生利用可能な物。

■ 容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の略称。容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、平成7年度に成立した法律。この法律では、住民においては分別の協力を、市町村においては国が定める分別基準に適合する形での収集を、事業者においては容器包装廃棄物を再資源化するという枠組みとなっている。

■ 溶融スラグ

ごみ焼却施設から発生する焼却灰を 1,200℃以上の高温で溶融させ、スラグ化（ガラス固化）したもので、土木資材としての再利用が可能である。

【ラ行】

■ ライフスタイル

従来、衣食住を中心とした生活を生活様式と呼んできたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを含めてライフスタイルと呼ぶようになった。

■ リサイクル

ごみとして出される不要品や廃棄物を再利用等することにより、資源やエネルギーに還元することをいう。一旦使用された製品や製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料として再利用するマテリアルリサイクルや、ごみを化学的に処理して製品の化学原料として再生利用するケミカルリサイクル、焼却熱のエネルギーとして再利用するサーマルリサイクル（熱回収）がある。